

東御市文化協会運用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市文化協会規約（以下「規約」という。）第19条の規定により、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(加盟の要件)

第2条 規約第17条に基づき、本会に加盟しようとする者は、加盟申請にあたり規約第4条に規定する本会の目的を十分理解し、賛同するものとする。

2 加盟申請に必要な規約第3条に規定するグループの構成人数は5名以上かつ半数以上が市内に在住・在勤・在学する者であること。

(休会届の要件および休会後の取り扱い)

第3条 規約第17条第2項の規定による休会届の要件は次のとおりとする。

(1) 会員不足などにより一時的に活動の継続が困難であるものの、活動再開の見込があると判断される場合

(2) その他、常任理事会において休会が妥当と判断された場合

2 休会は年度更新とし、未提出の場合は自動退会とする。

(休会届・退会届の提出)

第4条 文化協会長あての休会届および退会届は、事務局へ提出する。

(除名の要件)

第5条 規約第17条の2に規定する除名の要件は次のとおりとする。

(1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的を達する行為を行った場合

(2) 理由なく会費を納入しない場合

(3) 本会規約・規則に違反した場合

(会員名簿)

第6条 会員とは、規約第3条に規定するグループで活動する個人をいう。

2 グループ長は、毎年総会までに会員名簿を事務局に提出しなければならない。

3 会員名簿には、グループ長、会員、指導者その他必要事項を記入するものとする。

4 グループ長はグループの責任者として、会員の中から選任されなければならない。

- 5 指導者とは、実質的に指導する者をいう。
- 6 グループ長と指導者は同一人であってはならない。
- 7 会員名簿提出後に新規会員が加わった場合、年度途中であっても新たに会員名簿を提出すること。

(会費の納入)

第7条 会費は、毎年総会までに納入するものとする。

- 2 納入額は、規約第13条の金額に会員数を乗じた金額とする。
- 3 休会中のグループの会費は免除とする。
- 4 前条で提出した会員名簿に新規会員が加わった場合、年度途中であっても新規会員の会費を追加で納入しなければならない。
- 5 会費の納入は原則として振込みとするが、事務局でも可能とする。ただし会費と一緒に振込用紙、会員名簿を持参すること。

(会員資格の停止)

第8条 文化協会長は、加盟グループが次の事由に該当すると認めた場合は、役員会の議を経た上で、会員資格を一定期間停止することができる。

- (1) 会費が納入されない場合
- (2) 施設利用申請に虚偽記載があった場合

(利用予約権の譲渡・転貸禁止)

第9条 利用予約した施設の利用権を、他人・他団体に譲渡若しくは転貸してはならない。

(文化協会主催事業への参加・協力)

第10条 文化協会が、部会やグループ横断的な事業を開催するに際し、グループおよび会員は、協会の参加呼びかけにできる限り応じ、参加・協力すること。なお、会費の納入が確認できない場合や、規約・規則に反する行為が見られるグループには、協会は参加を要請しない。

(補則)

第11条 この規則に定めのない事項については、常任理事会および役員会がその職務権限の範囲において決定する。

附則

(施行日)

この規則は、令和7年4月23日から施行する